

企画政策課

☎ 定住推進係 (222・223)

## 定住住宅取得補助事業について

町内に定住するために住宅を新築又は購入した方に対し、取得に要した経費の一部を助成します。

**【補助対象者】** 令和7年4月1日以降に新築住宅または中古住宅を取得し、世帯責任者の年齢が住宅の取得日時点において、65歳未満である方

※住宅取得(登記完了)日が令和7年3月31日以前の場合は、環境配慮型定住住宅取得補助金(最大310万円)の対象となります。

**【補助要件】** ※増築または改築とみなされる場合は対象外となります。

1. 申請前1年以内に住宅を取得すること
2. 取得した住宅に引き続き5年以上居住する意思があること
3. 居住地の自治公民館に加入すること
4. 世帯員全員が市区町村民税等に滞納がないこと
5. 同一物件において、大崎町空き家等リフォーム促進補助金の対象とならない者

**【補助金額】** 住宅の取得経費の総額の5分の1を助成します。ただし、補助限度額は下記のとおりです(最大500万円)。

補助基本額		1世帯につき	200万円
加算金	子育て世帯加算金	義務教育終了前の子が1人	50万円
		義務教育終了前の子が2人以上	100万円
	町内業者施工加算金	1世帯につき	150万円
	引越祝加算金	町内からの転居	25万円
		町外からの転入	50万円

※補助金額については、申請前にお問合せくださるようお願いいたします。

企画政策課

☎ 企画調整係 (222・223)

## 大崎町高校生等通学定期券購入助成事業について

高校生等が路線バスで通学するために必要となる、通学定期券の購入に要する費用の一部を助成します。

<b>補助対象者</b>	大崎町内に住所を有している高校生等の保護者等 ※保護者等には父母の他、親権者や未成年後見人、扶養者等も含まれています。
<b>助成額</b>	通学定期券購入費用の2分の1(千円未満切捨て) ※定期券の期間が1か月以上のものが対象となります。※最も経済的かつ合理的と認められる通学経路に係る定期券が対象となります。※1か月当たりの助成上限額は1万円です。
<b>申請方法</b>	以下の書類を企画政策課に提出してください。 ① 大崎町高校生等通学定期券購入助成金交付申請書 ② 購入した通学定期券の写し/③ 学生証の写し/④ 保護者等の通帳の写し
<b>申請受付</b>	企画政策課窓口で随時受付しています。

※令和7年度分の申請期限は、令和8年4月30日までになります。期限までに申請をお願いします。

私立高校に通学している学生で路線バス通学定期券を購入し通学している場合は対象となります。